

議会基本条例の必要性 検討始まる!

川越市議会では、昨年秋からの政策検討会議(各会派から1名と私)において、議会基本条例についての検討がスタートしました。現段階では会派間で同条例の制定に対する考え方に差があり、この会議では、同条例を制定するか否かも含めてのゼロベースからの検討を行い、その必要性や効果などについて、あるべき方向性を出せるよう議論しています。

議会基本条例とは?



議会運営をどのように行うのかを条例で定めるもので、多くの場合、これまで明文化されていなかった「議会や議員の役割と活動原則」「議員の政治倫理」「情報公開」「市民の議会活動への参加」など、**市議会に関する基本的なことを定めたもの**です。そのため「地方議会の最高規範」とも言われ、現在全国では、450(約25%)を超える自治体で制定されています。

条例制定の効果は?



まず、現在の川越市議会会議規則は**内部規則**であるため、**住民の直接請求の対象外**ですが、条例化されると「条例」ですので**住民の直接請求の対象(制定改廃の請求対象)**になります(条例の制定改廃請求権とは、住民が地方公共団体の長に条例案を直接

- 発案や改廃について議会の議決を請求する権利)。
- また、議会や議員の活動に関する基本理念、原則、責務等を条例で定め、住民に明かにすることで、**議会運営の透明性の向上や議会機能の強化、議会運営の充実等**が期待されています。
- ここに**具体的な新しい議会運営の仕組み**を加えることで、さらに実の伴った条例になります。下記例示。
- ◎ **議会としての議会報告会を企画し市民に報告。**
- ◎ **議場での議員の質問に市長や職員側から聞き返せる「反問権」の制定。**
- ◎ **委員会等での議員相互間の自由討議の導入。**現在は行政職員に対する質問が主で、議員同士が自由な立場で討議する場所がほとんど設定されていません。
- ◎ **請願・陳情者の意見陳述権を条例で明文化。**議会で意見を述べる機会を条文中で保障することで、積極的な住民参加を促します。



「議会は何をしているのか」への回答!



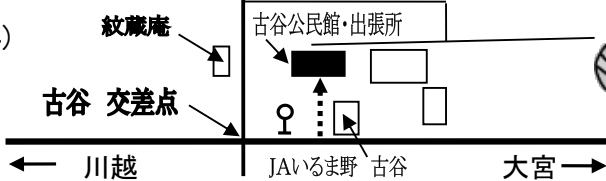
2006年に実施された全国世論調査によれば、現状の地方議会に満足していない人々の割合は6割に上っています。満足していない理由については、半数近くが「議会の活動が住民に伝わらないから」と回答しています。また、首長提案議案の修正・否決が稀であることや、議員提案条例が少ないこと等からも、『議会は何をしているのか』という疑問を持つことは当然であり、調査から10年たった今も、同様ではないかと思えます。

議会基本条例は、こうした議会への不信感を払拭するための手段になり得るものと私は考えています。

掲示板

第27回川口けいすけ議会報告会

日時:2月9日(日) 13時半~16時半
場所:古谷公民館 1F講習室 TEL(049-235-1834)
内容:12月議会・1月臨時議会報告・その他活動報告、皆様からのご意見・ご質問、など。
* 報告会は後援会の集まりではありません。どなたでもお気軽にお越し下さい。



ご意見・ご感想など、皆様の声をお聞かせ下さい。
★ グリーンス川越配布ボランティア募集中! ★

提案型地域情報誌グリーンス川越は、2003年より政治を身近にしていこうための活動の1つとして始め、2007年からは議員活動報告をプラスし、私の考え方と共に皆様にお届けしているニュースです。なお、手配りのためにタイムリーにお届けできない場合がありますがご了承下さい。バックナンバーはホームページで見ることができます。ご希望の場合はお届けします。

<http://www.kawaguchi-keisuke.net>

